

電気供給約款別紙（東北電力ネットワーク株式会社管内）

実施要綱 東北のむシリカ電力 お得ビジネス季特別電力

1. この実施要綱の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、山形県の飛島ならびに新潟県の佐渡島および粟島は除きます。

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金は、3（契約種別、料金単価等）へ（料金単価）のとおりとします。

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（東北のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合は、本約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合は、本約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものとし、本約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、本約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、本約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、本約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

1) 適用範囲

低圧で電気の供給を受けて動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a)お客さまが1年を通じてこの実施要綱の適用を希望されること。

(b)契約電力が、原則として 50 キロワット未満であること。

(c)1 需要場所において他の契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力と契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）、契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において他の契約種別とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)および(b)に該当し、かつ、(c)の契約電力と契約電流、契約容量または契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

3) 季節区分

季節区分は、次の通りにします。

(a)夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(b)その他季

毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日および 10 月 1 日から 12 月 31 日の期間をいいます。

4) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりとします。

(a)昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

(b)夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

5) 契約電力

契約電力は、原則として、お客さまの申出にもとづき、次の(a)または(b)のいずれかにより定めま

(a)各月の契約電力は、その 1 月の記録型計量器により計量される 30 分ごとの使用電力量を 2 倍した値の最大値（以下「最大需要電力」といいます。）と前 11 月の最大需要電力により契約電力を定める場合には、次の場合を除き、各月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

①新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたし

ます。ただし、この実施要綱により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、この実施要綱により新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この実施要綱によって受けた電気の供給とみなします。

②需要場所における主開閉器の定格電流を増加される場合等で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

③需要場所における主開閉器の定格電流を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、需要場所における主開閉器の定格電流等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(b)契約主開閉器により契約電力を定める場合には、本約款別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）(3)により算定された値といたします。

(c)(a)の適用後 1 年に満たない場合は、原則として(2)を適用いたしません。また、(2)の適用後 1 年に満たない場合は、原則として(1)を適用いたしません。

(d)需要場所における契約主開閉器または負荷設備等を変更される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

6) 料金単価（税込）

(a)ホ（契約電力および契約容量）(a)により契約電力を定める場合

基本料金	契約電力 1 キロワットにつき			kW	1,919円91銭
電力量料金	昼間時間	夏季	1kWh	27円01銭	
		その他季	1kWh	25円49銭	
	夜間時間		1kWh	24円85銭	

(b)ホ（契約電力および契約容量）(b)により契約電力を定める場合

基本料金	契約電力 1 キロワットにつき			kW	1,395円01銭
電力量料金	昼間時間	夏季	1kWh	27円01銭	
		その他季	1kWh	25円49銭	
	夜間時間		1kWh	24円85銭	

7) 使用電力量の算定

- (a) 料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節別および時間帯別に、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、お客さまが電気の需給契約を終了しようとする場合は、終了日の前日を含む検針期間等の始期から終了日までの期間といたします。）において合計してえた値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、本約款 15（使用電力量の算定）にかかわらず、料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量を合計してえた値といたします。

なお、当該一般送配電事業者等が記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、その1月に夏季およびその他季がともに含まれるときは、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

- (b) 計量器の故障等によって、当該一般送配電事業者等が使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、本約款 15（使用電力量の算定）(3)にかかわらず、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めるものとし、この場合の30分ごとの使用電力量は、原則として協議によって定めた使用電力量を30分ごとに均等に配分してえた値といたします。なお、この場合の最大需要電力は、原則として協議によって定めた使用電力量を30分ごとに均等に配分してえた値をもとに算定いたします。

8) その他

- (a) ホ（契約電力）(a)の場合で、最大需要電力が50キロワット以上となったときには、契約種別の変更についてすみやかに協議するものといたします。なお、この場合の料金は、～（料金単価）(a)を適用致します。
- (b) 当社は、本約款 17（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、本約款 16（料金の算定）(1)ロに該当し、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率により使用電力量をあん分してえた値により算定いたします。
- (c) この実施要綱から他の実施要綱に規定する需給契約に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの実施要綱を適用いたしません。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和6年4月1日から実施いたします。